

◎新潟県告示第376号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）築地地区（全換地区）確定測量）「座標補正」
- 2 作業期間 平成26年9月30日から平成27年1月30日まで
- 3 作業地域 胎内市 宮瀬、高畑、赤川、山王、下高田、築地、鷹ノ巣、西川内、堀口、中倉、高橋、塩津、苔実 地内